

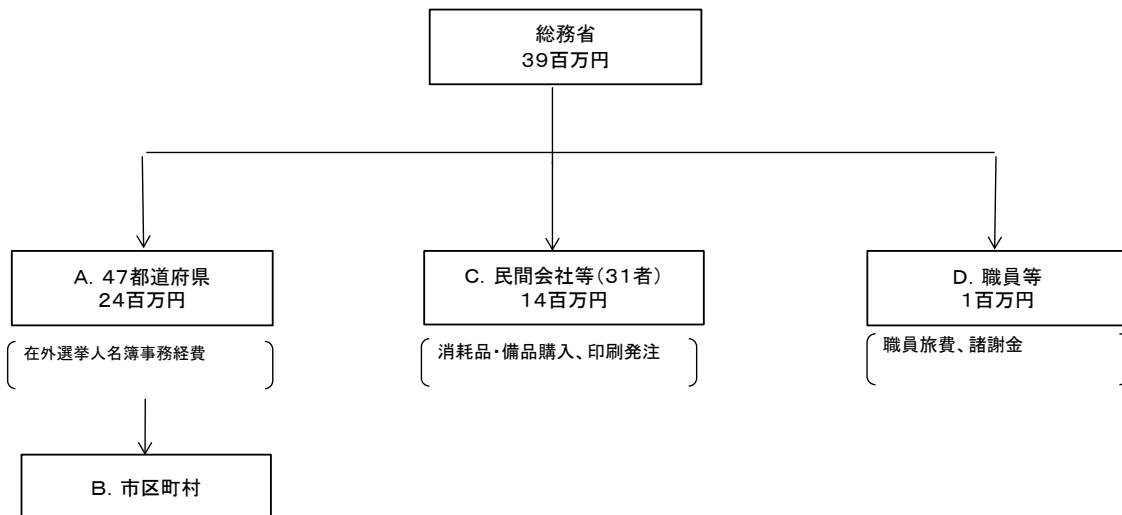
平成25年行政事業レビューシート

(総務省)

<b>事業名</b>	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)		<b>担当部局庁</b>	自治行政局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>			<b>担当課室</b>	自治行政局行政課総務室 (管理課)		室長 吉永 浩 (課長 笠井 敦)		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	総務省設置法第4条、公職選挙法、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、在外選挙施行規則、政治資金規正法、政党助成法、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3程度以内)</b>	選挙、投票に関する法令、政治資金規正法、政党助成法の企画立案及び制度の実施・運営・指導を行う。国外に居住する選挙人についても選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度の執行体制の整備を行う。							
<b>事業概要 (5程度以内。別添可)</b>	国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。 国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。 政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	87	59	75	70		
		繰越し等						
		計	87	59	75	70		
	執行額	55	39	39				
執行率(%)		63.2	66.1	52.0				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	選挙制度等の適切な運用を成果目標としており、その実績を定量的に示すことは困難である。			成果実績	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	在外選挙人名簿登録者数			活動実績 (当初見込み)	人 H22.9.2現在	108,269 H23.9.2現在	105,511 H24.9.2現在	- ( )
<b>単位当たりコスト</b>	算出困難なため、未記載			算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	在外選挙人名簿登録事務委託費	34						
	庁費	34						
	情報処理業務庁費	0						
	職員旅費	2.2						
	諸謝金	0.3						
	委員手当	0.1						
	計	70						

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の 性 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	選挙は民主主義の基盤をなすものであり、選挙が公正に行わなければその健全な発達を期することはできない。選挙時だけでなく常日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要である。 在外選挙人名簿登録事務に必要な物資の調整及び在外選挙人名簿登録事務委託費については、公職選挙法上、国庫負担とされている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	印刷発注について、多額のものについては、一般競争入札を行い、少額のものについても複数者から見積をとって、競争性を確保している。在外選挙人名簿登録事務委託費については各都道府県から登録者数の実績値の報告に基づき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき算定した額を交付している。 不用については、競争入札案件で少額(低価格)の契約となったことや、少額随意契約においても、可能な限り多くの事業者から見積書を徴するなど、経費の縮減に努めたことによるものである。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○				
事 業 性 の 有 効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	在外選挙人名簿登録事務に必要な物資の作成については、当該事務を行う市町村、在外公館にとって必要不可欠なものであり、印刷物については、業務上必要となる部内や地方公共団体等関係機関等に配布するものである。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-			
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
点 検 結 果	在外選挙人名簿登録事務委託費については、各都道府県に対し、実績報告書を提出させ、在外選挙人名簿登録者数等を確認した上で、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき算定した額を交付している。 消耗品等の物品購入及び印刷製本については、使用及び配布実績等を踏まえ、業務上必要最小限にとどめ、旅費については、原則としてパック旅行を導入し、効率的な執行に努めている。今後も引き続き、執行額を抑制し、コスト削減に努めていきたい。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0016	平成23年	20	平成24年	21

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	在外選挙人名簿登録事務(市町村に交付)	7.9			
計		7.9	計		0
B.横浜市			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
通信運搬費	在外選挙人名簿登録事務	1.7			
計		1.7	計		0
C.株式会社 ヒップ			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	選挙啓発研修会等の開催の請負	7.6			
計		7.6	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.47都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	在外選挙人名簿登録事務経費	7.9	—	—
2	神奈川県	在外選挙人名簿登録事務経費	3.5	—	—
3	千葉県	在外選挙人名簿登録事務経費	1.8	—	—
4	大阪府	在外選挙人名簿登録事務経費	1.3	—	—
5	愛知県	在外選挙人名簿登録事務経費	1.3	—	—
6	兵庫県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.9	—	—
7	埼玉県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.6	—	—
8	静岡県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.6	—	—
9	福岡県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.5	—	—
10	京都府	在外選挙人名簿登録事務経費	0.4	—	—

C.民間会社等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社 ヒップ	選挙啓発研修会等の開催の請負	7.6	10	84.6
2	日立キャピタル株式会社	ソフトウェアの借入	2.4	3	90.6
3	昭和リース(株)	LAN端末の借入	2.1	3	56.9
4	共同物流(株)	第46回衆議院議員総選挙に係る在外投票用紙等の保管請負	1.0	少額随契	—
5	郵便事業(株)	後納郵便料金	2.5	—	—
6	(株)日本選挙センター	一般投票用紙(衆議院小選挙区)ほか11点	0.9	少額随契	—
7	(株)まこと印刷	市区町村選挙管理委員会所在地一覧	0.8	少額随契	—
8	(財)明るい選挙推進協会	「参加型学習教材」版下作成の請負	0.8	少額随契	—
9	(株)日本翻訳センター	翻訳の請負	0.7	少額随契	—
10	株式会社ムサン	在外選挙人証の印刷発注について	0.4	少額随契	—

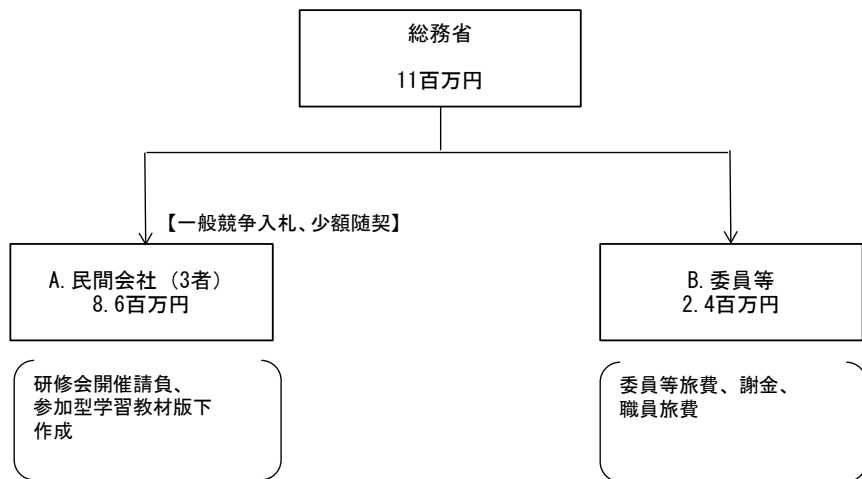
平成25年行政事業レビューシート

(総務省)

<b>事業名</b>	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費		<b>担当部局庁</b>	自治行政局選挙部		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和32年度		<b>担当課室</b>	管理課		課長 笠井 敦	
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用			
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	公職選挙法第6条第1項 公職選挙法施行令第133条～第137条		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	民主主義の基盤である選挙は、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要であり、公職選挙法第6条第1項において、「総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」とされている。 また、国民の選挙・政治意識の高揚を図るといふ事柄の性格上、中立不偏の立場から地道で長い運動を実施しなければならず、関係団体との連携の下、きめ細やかな啓発事業を実施する必要があり、そのために必要な経費である。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	(1)選挙啓発研修会開催 (①指定病院等における不在者投票立会人の登録促進、②選管等インターンシップの拡大促進、③地域ボランティアの交流等事業) 都道府県又は関係団体と連携して、市区町村明推協委員、市区町村選挙管理委員会職員、若者等を対象に上記研修会実施 (2)若者フォーラム開催 若者同士が、互いの持っている政治への想い・政治意識について意見交換する場として開催 (3)参加型学習教材作成 地域の明るい選挙推進協議会等成人向けに、参加型学習の進め方等を示した教材(電子データ)作成						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	212	119	27	75	
		補正予算					
		繰越し等					
	計	212	119	27	75		
	執行額	212	116	11			
執行率(%)	100	97.5	40.7				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	本事業は、選挙人の政治常識の向上を目指すものであり、定量的な成果目標を示すことは困難。		成果実績	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	・明るい選挙推進委託費予算額(22,23年度) ・研修会(3種類)及び若者フォーラム開催数(24,25年度)		活動実績(当初見込み)	212 (212)	112 (112)	研修会各16回、若者フォーラム1回 (研修会各16回、若者フォーラム1回)	- (研修会各16回、若者フォーラム1回)
<b>単位当たりコスト</b>	算出困難なため、未記載		算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	2.7					
	職員旅費	1.6					
	委員等旅費	3.5					
	庁費	67.3					
計	75.1						

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、選挙が公正に行わなければその健全な発達を期することはできない。選挙時だけでなく平日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要である。 ・公職選挙法第6条第1項に基づき、国及び地方自治体が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・研修会の開催請負については、一般競争入札を実施し10社入札のうち、契約相手先を決定。 ・費目・使途は事業概要に即したものであり、支出も合理的なものとなっている。 ・不要率が大きい理由としては、①予算要求時では、研修会47回実施で要求していたところ、執行(契約締結)時では16回としたこと、②24年度においては、予算執行抑制指示があったことに伴い、研修会講師人数、職員出張回数を削減したことによるものである。①については、25年度予算要求においては、実態に応じ、16回で要求)	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
事 業 性 の 有 効	利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	・研修会及び若者フォーラム開催については、24年度当初の見込み通り開催 ・参加型学習教材(電子データ)については、HPに掲載すること等により活用	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
重 複 排 除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	—	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	<p>平成21年、平成22年の2回の事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度は、従来の事業はすべて廃止した上で、常時啓発事業の全体的見直し、今後の啓発事業に不可欠となる地域のボランティアの方々やNPO団体とのネットワークづくりを早急に進めたところ。</p> <p>また、佐々木毅学習院大学教授を座長とした、学識者、マスコミ関係者、NPO関係者等による「常時啓発事業のあり方等研究会」を設置し、平成23年12月に最終報告書を取りまとめたところ。</p> <p>報告書においては、これからの常時啓発においては、「社会参加の促進」と「政治的判断能力の向上」をキーワードに、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する新しい主権者を目指すべきとしており、この報告を踏まえ、平成24年度以降は、時代に即した新たな事業として、参加・体験型の活動を通じた政治意識向上のための実践的な事業を実施することとし、執行についても、これまでの特定団体への委託方式から総務省による執行とした。</p>				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
<p>事業仕分け第3弾 明るい選挙推進費</p> <p>評価結果:事業仕分け第1弾の評価結果(廃止)の確実な実施</p> <p>&lt;とりまとめコメント&gt;</p> <p>評価結果が「反映されていない」ということでそろっているため、今日の仕分け結論としては、事業仕分け第1弾の評価結果の確実な実施ということ結論とする。</p> <p>政務官からご説明のあった、現場のボランティアの活動をつぶしてはいけないということはそのとおりだと思うし、常時啓発が必要である、重要であるということも異論はないが、そこに向けた見直しのスピードや手法については、仕分けの結論に沿ったものとは残念ながら申し上げられない。</p> <p>現場のボランティアの人たちと常時啓発の必要性というところは踏まえながらも、もう一度抜本的に、早いスピードで見直しすることとして、従来のやり方は廃止していただきたい。</p>					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	0016	平成23年	0021	平成24年	0022

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



A.(株)ヒップ			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	研修会開催の請負	7.7			
計		7.7	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

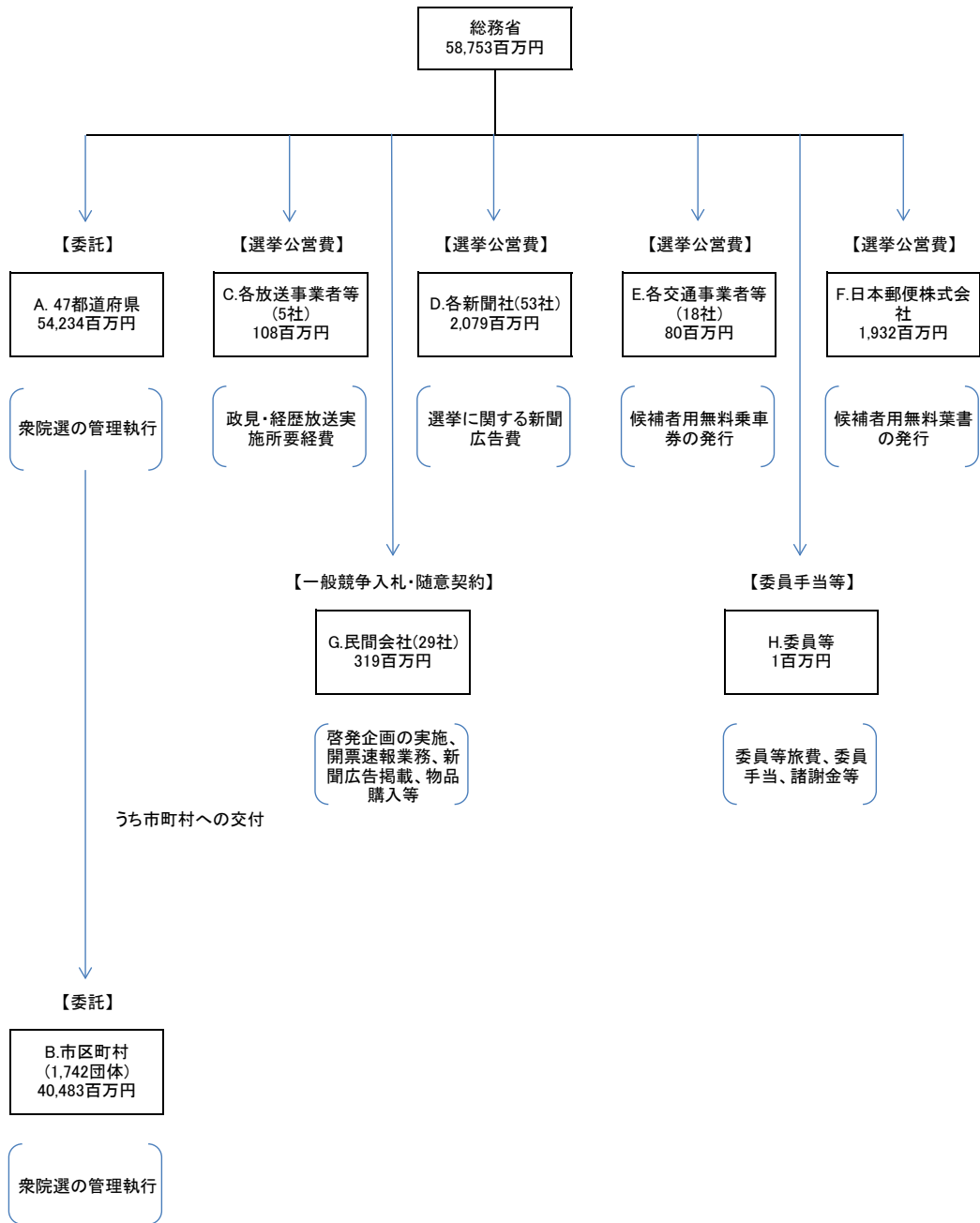
A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ヒップ	研修会開催の請負	7.7	10	84.6
2	(財)明るい選挙推進協会	「参加型学習教材」版下作成の請負	0.8	少額随契	—
3	(株)明治学院サービス	若者フォーラムに係る会場借料	0.1	少額随契	—

平成25年行政事業レビューシート (総務省)							
事業名	衆議院議員総選挙に必要な経費		担当部局庁	自治行政局選挙部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	管理課		課長 笠井 敦	
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省設置法第4条</li> <li>・地方財政法第10条の4</li> <li>・公職選挙法第263条</li> <li>・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等</li> </ul>		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成24年12月16日に実施した第46回衆議院議員総選挙の管理執行						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成24年12月16日に実施した第46回衆議院総選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに衆議院議員総選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	0	0	0	0	
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	69,618	0	
	計	0	0	69,618	0	0	
	執行額	-	-	58,753	-	-	
執行率(%)	-	-	84.4%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	本事業は、法律に基づき、解散に伴い実施される衆議院議員総選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。		成果実績	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、解散に伴い実施される衆議院議員総選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。		活動実績	-	-	-	-
			(当初見込み)	(-)	(-)	(-)	(-)
単位当たりコスト	算出困難なため、未記載		算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	—	国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	執行経費基準法により、交付の規定が定められ、また、同法及び公職選挙法により選挙管理費用の種目が定められており、法に則した執行がされている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—					
事 業 性 の 有 効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—			
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
点 検 結 果	<p>国政選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。</p> <p>執行経費基準法は、先進的な取組を行っている選挙管理委員会の選挙の執行実態等を踏まえ、選挙の効率的な執行を目指すものとして基準額を引き下げる改正法案を第176回国会に再提出(第174回国会に提出・審議未了廃案)したところであるが、第181回国会まで継続審議となり、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い審議未了により廃案となった。改正法案が廃案となったため、衆議院議員総選挙は改正前の執行経費基準法の下で執行されたが、各都道府県選挙管理委員会に対し、出来る限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。</p> <p>今後の国政選挙の効率的な執行に向け、執行経費基準法の改正法案を第183回国会に再提出し、平成25年4月5日成立、同月10日に交付・施行された。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費で行った事業である。						
関連する過去のレビューシートの実業番号						
	平成22年	-	平成23年	-	平成24年	新25-0010

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A. 東京都			E. 日本バス協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
公営費	新聞広告、政見放送、ポスター作成等公営費	1,675	その他	候補者用無料乗車券	40
選挙公報発行費	選挙公報の印刷費等	53			
啓発推進委託費	選挙啓発費	9			
開票速報委託費	開票速報業務	8			
その他	都の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属する者を除く)	216			
	市区町村への交付額	2,205			
計		4,166	計		40
B. 横浜市			F. 日本郵便株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
投票所経費	投票所に係る人件費等	326	その他	候補者用無料葉書の発行	1,932
開票所経費	開票所に係る人件費等	127			
期日前投票所経費	期日前投票所に係る人件費等	80			
ポスター掲示場費	ポスター掲示場の設置撤去	74			
選挙公報発行費	選挙公報の配布費等	45			
啓発推進委託費	選挙啓発費	3			
その他	市の選挙事務全般の事務費等(他の経費に属するものを除く)	262			
計		917	計		1,932
C. 日本放送協会			G. 株式会社日本経済社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	政党の政見放送に係る経費	97	その他	啓発総合企画の実施の請負	145
計		97	計		145
D. 読売新聞社			H. 委員等		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	政党の新聞広告公営費	701			
計		701	計		0

支出先上位10者リスト

A. 47都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	衆院選の管理執行	4,129	-	-
2	神奈川県	衆院選の管理執行	3,053	-	-
3	北海道	衆院選の管理執行	2,957	-	-
4	大阪府	衆院選の管理執行	2,856	-	-
5	愛知県	衆院選の管理執行	2,832	-	-
6	埼玉県	衆院選の管理執行	2,421	-	-
7	千葉県	衆院選の管理執行	2,192	-	-
8	兵庫県	衆院選の管理執行	2,066	-	-
9	福岡県	衆院選の管理執行	1,906	-	-
10	静岡県	衆院選の管理執行	1,454	-	-

B. 市区町村

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	衆院選の管理執行	912	-	-
2	大阪市	衆院選の管理執行	576	-	-
3	名古屋市	衆院選の管理執行	462	-	-
4	札幌市	衆院選の管理執行	457	-	-
5	京都市	衆院選の管理執行	383	-	-
6	神戸市	衆院選の管理執行	369	-	-
7	福岡市	衆院選の管理執行	330	-	-
8	川崎市	衆院選の管理執行	325	-	-
9	広島市	衆院選の管理執行	307	-	-
10	さいたま市	衆院選の管理執行	294	-	-

C. 各放送事業者等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本放送協会	政党の政見放送の収録及び放送	97	-	-
2	株式会社テレビ東京	政党の政見放送の放送	4	-	-
3	日本テレビ放送網株式会社	政党の政見放送の放送	3	-	-
4	手話通訳士協会	政見放送に係る手話通訳士に対する補助業務	2	-	-
5	株式会社TBSテレビ	政党の政見放送の放送	2	-	-

D. 各新聞社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	読売新聞社	新聞広告公営費	701	-	-
2	朝日新聞社	新聞広告公営費	427	-	-
3	中日新聞社	新聞広告公営費	234	-	-
4	北海道新聞社	新聞広告公営費	122	-	-
5	毎日新聞社	新聞広告公営費	67	-	-
6	日本経済新聞社	新聞広告公営費	49	-	-
7	中国新聞社	新聞広告公営費	33	-	-
8	西日本新聞社	新聞広告公営費	30	-	-
9	河北新報社	新聞広告公営費	30	-	-
10	北國新聞社	新聞広告公営費	26	-	-

E. 各交通事業者等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本バス協会	候補者用無料乗車券の発行	40	-	-
2	日本民営鉄道協会	候補者用無料乗車券の発行	12	-	-

3	東日本旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	10	-	-
4	西日本旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	6	-	-
5	東海旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	3	-	-
6	九州旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	2	-	-
7	名古屋市交通局	候補者用無料乗車券の発行	1	-	-
8	札幌市交通局	候補者用無料乗車券の発行	1	-	-
9	北海道旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	1	-	-
10	大阪市交通局	候補者用無料乗車券の発行	1	-	-

F. 日本郵便株式会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本郵便株式会社	候補者用無料葉書の発行	1,932	-	-

G. 民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本経済社	啓発総合企画の実施の請負	145	随意契約	-
2	東芝ソリューション株式会社	投・開票速報オンラインシステム支援の請負	96	随意契約	-
3	株式会社博報堂	政党説明会の開催周知に係る新聞広告の掲載の請負	14	随意契約	-
4	株式会社三州社	選挙公報及び各種届出様式等の印刷	13	随意契約	-
5	株式会社日本選挙センター	在外投票用紙等の作成及び選挙事務所用標札等公営物資の作成	13	随意契約	-
6	日本郵便株式会社	候補者本籍地照会郵送経費	8	-	-
7	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	選挙啓発のための点字パンフレット作成の請負	7	随意契約	-
8	株式会社廣済堂	選挙啓発のための音声CDの作成及び配布の請負	6	随意契約	-
9	共同印刷株式会社	選挙運動用ポスター証紙の作成の請負	3	随意契約	-
10	共同物流株式会社	在外投票用紙の梱包及び発送の請負	3	随意契約	-

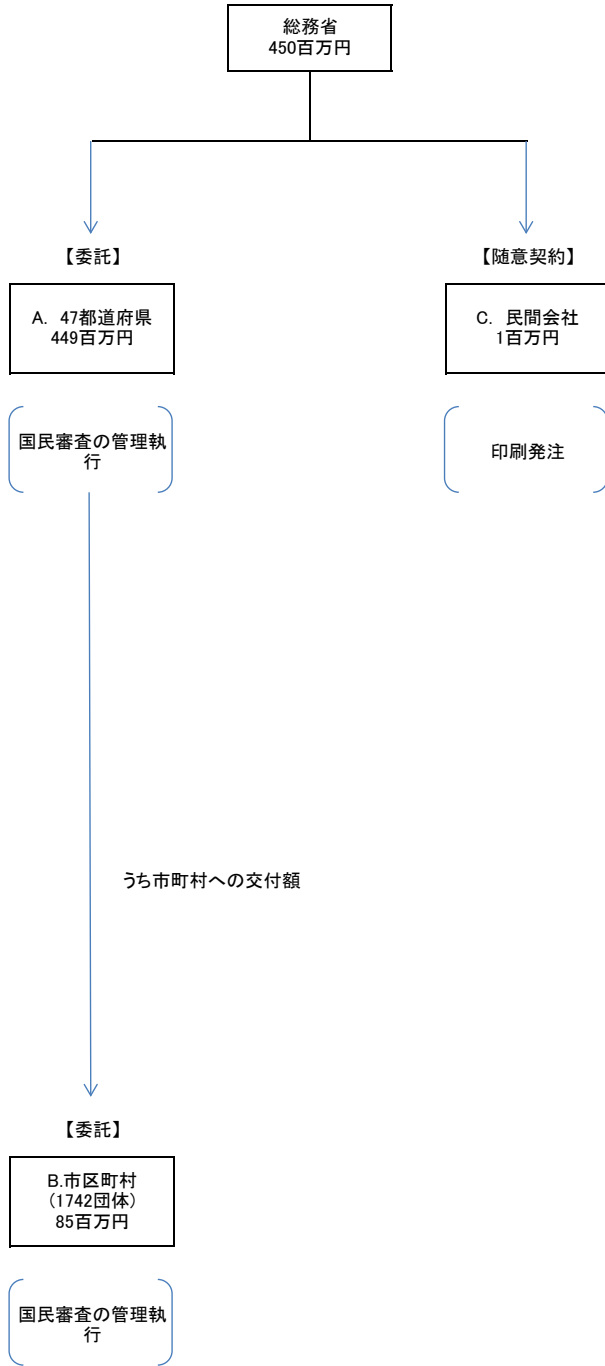


平成25年行政事業レビューシート (総務省)							
事業名	最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費		担当部局庁	自治行政局選挙部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	管理課		課長 笠井 敦	
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省設置法第4条</li> <li>地方財政法第10条の4</li> <li>最高裁判所裁判官国民審査法第51条</li> <li>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律</li> </ul>		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成24年12月16日実施の第46回衆議院議員総選挙の期日に併せて執行された最高裁判所裁判官国民審査の管理執行						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	最高裁判所裁判官国民審査法(以下「国民審査法」という。)第2条の規定により平成24年12月16日に実施した国民審査の審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うために必要な経費を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)に基づき都道府県に交付したものの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	0	0	0	0	
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	678	0	
	計	0	0	678	0	0	
	執行額	-	-	450	-	-	
執行率(%)	-	-	66.4%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	本事業は、法律に基づき実施される国民審査の管理執行を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、法律に基づき実施される国民審査の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。	活動実績(当初見込み)	—	( — )	( — )	( — )	( — )
単位当たりコスト	算出困難なため、未記載		算出根拠	—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	—	国民審査に必要な経費については、地方財政法及び国民審査法により国が全額負担することとされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	執行経費基準法により、交付の規定が定められており、法に則した執行がされている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—			
事 業 性 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
点 検 結 果	<p>最高裁判所裁判官国民審査は、地方財政法及び国民審査法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。</p> <p>執行経費基準法は、先進的な取組を行っている選挙管理委員会の選挙の執行実態等を踏まえ、選挙の効率的な執行を目指すものとして基準額を引き下げる改正法案を第176回国会に再提出(第174回国会に提出・審議未了廃案)したところであるが、第181回国会まで継続審議となり、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い審議未了により廃案となった。改正法案が廃案となったため、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は改正前の執行経費基準法の下で執行されたが、各都道府県選挙管理委員会に対し、出来る限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。</p> <p>今後の国政選挙等の効率的な執行に向け、執行経費基準法の改正法案を第183回国会に再提出し、平成25年4月5日成立、同月10日に交付・施行された。</p>				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
予備費で行った事業である。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	—	平成23年	—	
			平成24年	新25-0011	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)



費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A. 神奈川県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	国民審査の管理執行	26			
	市町村への交付額	2			
計		28	計		0
B. 神戸市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	国民審査の管理執行	1			
計		1	計		0
C. 株式会社三州社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	審査公報の印刷	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A. 47都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川県	国民審査の管理執行	28	-	-
2	東京都	国民審査の管理執行	26	-	-
3	兵庫県	国民審査の管理執行	26	-	-
4	千葉県	国民審査の管理執行	23	-	-
5	福岡県	国民審査の管理執行	23	-	-
6	北海道	国民審査の管理執行	22	-	-
7	愛知県	国民審査の管理執行	20	-	-
8	静岡県	国民審査の管理執行	15	-	-
9	広島県	国民審査の管理執行	12	-	-
10	埼玉県	国民審査の管理執行	12	-	-

### B. 市区町村

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神戸市	国民審査の管理執行	1	-	-
2	名古屋市	国民審査の管理執行	1	-	-
3	福岡市	国民審査の管理執行	1	-	-
4	北九州市	国民審査の管理執行	1	-	-
5	新潟市	国民審査の管理執行	1	-	-
6	静岡市	国民審査の管理執行	1	-	-
7	仙台市	国民審査の管理執行	1	-	-
8	さいたま市	国民審査の管理執行	1	-	-
9	郡山市	国民審査の管理執行	1	-	-
10	熊本市	国民審査の管理執行	1	-	-

### C. 民間会社

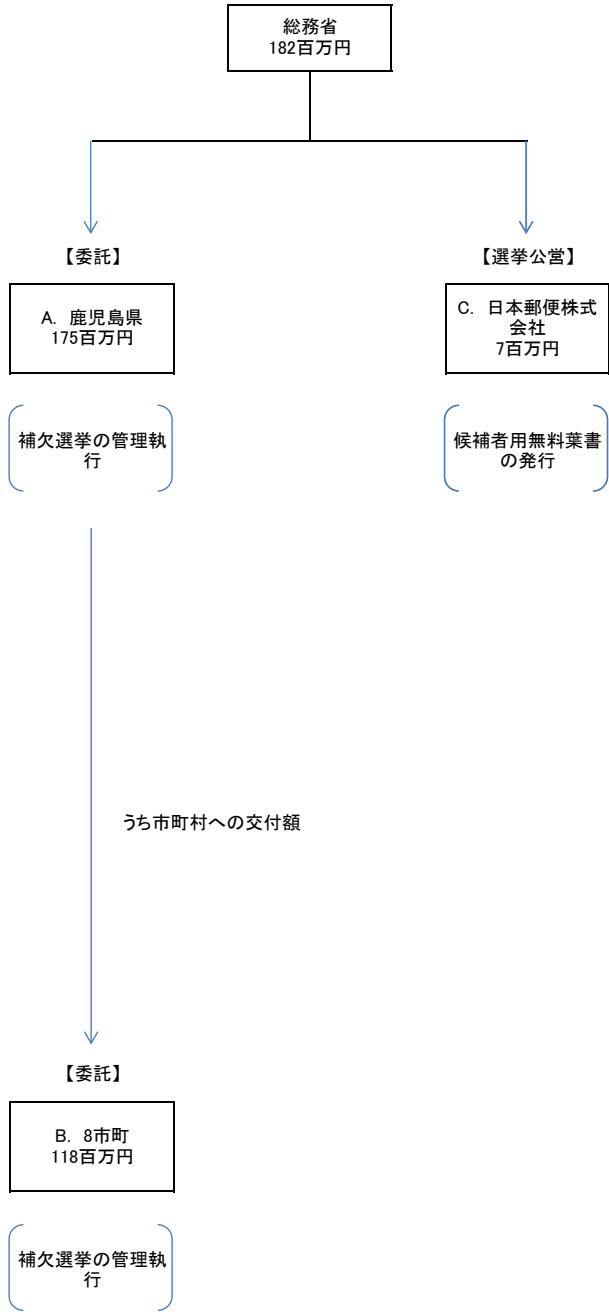
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社三州社	審査公報の印刷	1	随意契約	-

平成25年行政事業レビューシート (総務省)							
事業名	鹿児島県第3区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費		担当部局庁	自治行政局選挙部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	管理課		課長 笠井 敦	
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政法第10条の4</li> <li>・公職選挙法第142条、第176条及び第263条</li> <li>・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等</li> </ul>		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	鹿児島県第3区選出の衆議院議員補欠選挙の管理執行						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	鹿児島県第3区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成24年10月28日に補欠選挙を行った。 国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされており、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を鹿児島県及び県内関係市町に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	0	0	0	0	
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	260	0	
	計	0	0	260	0	0	
	執行額	-	-	182	-	-	
執行率(%)	-	-	70.0%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。	成果実績	—	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。	活動実績(当初見込み)	—	( — )	( — )	( — )	( — )
単位当たりコスト	算出困難なため、未記載		算出根拠	—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国 必 要 投 入 の 性 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	—	国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	執行経費基準法により、交付の規定が定められ、また、同法及び公職選挙法により選挙管理費用の種目が定められており、法に則した執行がされている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事 業 性 の 有 効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—			
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名		
点 検 結 果	<p>国政選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。</p> <p>執行経費基準法は、先進的な取組を行っている選挙管理委員会の選挙の執行実態等を踏まえ、選挙の効率的な執行を目指すものとして基準額を引き下げる改正法案を第176回国会に再提出(第174回国会に提出・審議未了廃案)したところであるが、第181回国会まで継続審議となり、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い審議未了により廃案となった。改正法案が廃案となったため、鹿児島県第3区選出の衆議院議員の補欠選挙は改正前の執行経費基準法の下で執行されたが、鹿児島県及び県内関係市町の選挙管理委員会に対し、出来る限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。</p> <p>今後の国政選挙の効率的な執行に向け、執行経費基準法の改正法案を第183回国会に再提出し、平成25年4月5日成立、同月10日に交付・施行された。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費で行った事業である。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	—

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)





費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A. 鹿児島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
公営費	新聞広告、政見放送、ポスター作成等公営費	44			
選挙公報発行費	選挙公報の印刷費等	1			
その他	県の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	12			
	市町への交付額	118			
計		175	計		0
B. 薩摩川内市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
投票所経費	投票所に係る人件費等	9			
ポスター掲示場費	掲示場の設置撤去	6			
期日前投票所経費	期日前投票所に係る人件費等	3			
選挙公報発行費	選挙公報の配布費等	3			
開票所経費	開票所に係る人件費等	2			
その他	市の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	2			
計		25	計		0
C. 日本郵便株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	候補者用無料葉書の発行	7			
計		7	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 鹿児島県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	鹿児島県	補欠選挙の管理執行	175	-	-

B. 8市町

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	薩摩川内市	補欠選挙の管理執行	25	-	-
2	日置市	補欠選挙の管理執行	20	-	-
3	南さつま市	補欠選挙の管理執行	16	-	-
4	さつま町	補欠選挙の管理執行	12	-	-
5	南九州市	補欠選挙の管理執行	12	-	-
6	鹿児島市	補欠選挙の管理執行	12	-	-
7	いちき串木野市	補欠選挙の管理執行	11	-	-
8	枕崎市	補欠選挙の管理執行	10	-	-

C. 日本郵便株式会社

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	日本郵便株式会社	候補者用無料葉書の発行	7	-	-